

令和6年分確定申告相談について

令和6年分確定申告相談日程

今年の申告相談について左記の日程で開催します。申告会場では消毒・換気などの感染症対策を行いますが、発熱があるときは来場をご遠慮ください。

※待機人数が一定数以上になった時は、車でお待ちいただくか、書類をお預かりして一度お帰りいただく場合もありますのでご了承ください。

※換気により会場内の温度が下がる場合がありますので、温かい服装でお越しください。

還付申告相談の事前受け付けについて

待ち時間の短縮・混雑緩和の一環として「給与収入・年金収入の還付申告のみ」の方の相談を事前に受け付けしますのでご利用ください。

● 日程…2月3日(月)～14日(金)

● 受付場所…役場税務課税務係、磯分内酪農センター、虹別酪農センター、塘路住民センター、茶安別公民館、阿歴内公民館

※「給与収入・年金収入」以外の収入がある場合や所得税の納付が発生する場合は、例年どおり申告会場での相談をご利用ください。

■事前受付方法

①右記の必要書類を用意して、受付場所へ提出する。

②後日、申告書完成の連絡が来るので、役場税務課などへ行き、書類を受け取る。

■メリット

● いったん役場で書類をお預かりするため、待ち時間がありません。

● 対象地域の指定がないため、期間中いつでも提出することができます。

還付申告で必要な書類の例


給与の源泉徴収票または公的年金等の源泉徴収票
生命保険料控除証明書（一般・介護・年金）
社会保険料（国保・介護・後期高齢など）の支払額が分かる物
国民年金・国民年金基金の支払証明書
小規模企業共済等掛金控除証明書
地震保険料控除証明書（または旧長期損害保険料の控除証明書）
医療費控除の明細書 ※
寄付金（ふるさと納税を含む）の領収書、証明書など

※「医療費控除の明細書」…医療機関の領収書では受け付けすることができません。明細書（人ごと、診療機関ごとに医療費を分けて記載した物）の作成をお願いします。様式は役場税務課税務係および各公民館に設置しているほか、町ホームページから印刷することができます。

問い合わせ／役場税務課税務係（1階9番窓口内154）

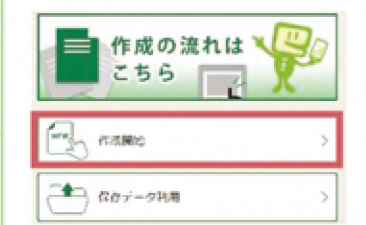
マイナンバーカードとスマホを使ったe-Tax申告が便利！

STEP 01 作成開始




マイナンバーカードとスマートフォンを用意して確定申告書等作成コーナーへアクセス！

STEP 02 申告書作成



画面の案内に沿って入力すると自動計算で申告書が作成できます！
e-Tax（マイナンバーカード方式）による作成・提出がオススメです！

STEP 03 送信・完了



作成した申告書は、そのまま送信するだけで、自宅から簡単に申告手続きが完了します！

確定申告はマイナポータル連携で自動入力

マイナポータルから、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当する項目へ自動入力できます。

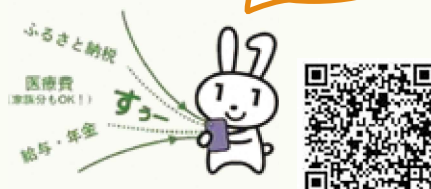
※ 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

給与所得の源泉徴収票 ※ ふるさと納税

公的年金の源泉徴収票 医療費

生命保険 **自動入力対象はほかにたくさん！**

事前準備の詳細はこちら！



令和6年分申告相談日程表

開催日	会場	午前		午後		
		対象地域	受付時間	対象地域	受付時間	
2月	17日(月)	役場大会議室	常盤	9:30~正午	川上・川上公住	12:30~15:00
	18日(火)	役場大会議室	開運	9:30~正午	旭	12:30~15:00
	19日(水)	役場大会議室	桜(1~6丁目)	9:30~正午	桜(7~14丁目)	12:30~15:00
	20日(木)	役場大会議室	富士・平和	9:30~正午	麻生	12:30~15:00
	21日(金)	虹別酪農センター	虹別全域	10:00~13:00	—	—
	25日(火)	磯分内酪農センター	磯分内市街	10:00~13:00	—	—
	26日(水)	磯分内酪農センター	磯分内市街以外の磯分内	10:00~13:00	—	—
	27日(木)	茶安別公民館	共和・下茶安別・中茶安別	10:00~13:00	—	—
28日(金)	塘路住民センター	塘路	10:00~13:00	—	—	
3月	3日(月)	阿歴内公民館	中央・東・南地区	10:00~13:00	—	—
	4日(火)	阿歴内公民館	北・北片地区	10:00~13:00	—	—
	5日(水)	役場大会議室	オソツベツ	9:30~正午	常盤・川上・川上公住	12:30~15:00
	6日(木)	役場大会議室	久著呂・コッタロ・沼幌	9:30~正午	開運・旭	12:30~15:00
	7日(金)	役場大会議室	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生	9:30~正午	桜・桜公住	12:30~15:00
	10日(月)	役場大会議室	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和・共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別	9:30~正午	富士・平和・麻生	12:30~15:00
	11日(火)	役場大会議室	虹別・茶安別全域	9:30~正午	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生 五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	12:30~15:00
	12日(水)	役場大会議室	磯分内全域・オソツベツ	9:30~正午	塘路・阿歴内・久著呂・コッタロ・沼幌	12:30~15:00

◎役場大会議室の開場時間は午前は9:00、午後は12:15です。

◎悪天候により、中止・変更になる場合があります。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口内154）

shibecha

お知らせ
topic

年末年始ガイド

☎ 総務課庶務係（2階③番窓口 ☎ 211）

役場および各公共施設・クリーンセンター（ごみの受け入れ）および町立病院の年末年始の休日についてお知らせします。

施設など	今年度の年末年始
<p>●役場 ※火葬・死亡届など緊急を要する場合は、休みの間も受け付けています。</p> <p>●ふれあい交流センター・各公民館</p> <p>●町立病院 ※定期薬を服用の方は、薬切れが生じないように早めの受診をお願いします。</p>	12月28日(土)～1月5日(日)まで休み
コンビニ交付（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍・戸籍の附票）	12月29日(日)～1月3日(金)の間は取り扱い中止となります
各保育園・児童館・博物館・クリーンセンター（ごみの受け入れ）・ 農業者トレーニングセンター・ふれあいプラザゆう・武道館	12月29日(日)～1月3日(金)まで休み
図書館	12月27日(金)～1月3日(金)まで休み

shibecha

お知らせ
topic

法定調書の提出はお早めに！

☎ 釧路税務署（☎ 0154-31-5100）、役場税務課税務係（1階⑨番窓口 ☎ 154）

令和6年分の法定調書の提出期限は1月31日(金)です。

なお、法定調書の種類により提出先が異なりますのでご注意ください。

▶ 釧路税務署に提出するもの

次の調書に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を添えて提出してください。

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書
- 不動産の使用料などの支払調書
- 不動産等の譲り受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買または貸し付けのあっせん手数料の支払調書

▶ 受給者の住所地の市町村に提出するもの

- 給与支払報告書（個人別明細書）

※ 給与支払報告書（総括表）を添えて提出してください。

- 退職所得の特別徴収票

▶ その他

- 税務署へ提出する法定調書（合計表を含む）は、作成や提出が大変便利な「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」で提出することができます。

- 地方税ポータルシステム（eLTAX）をご利用いただくと、税務署や市町村へ提出する給与や年金の源泉徴収票・支払報告書を一括で作成し、提出することができます。
- 平成28年1月1日以後の金銭の支払いなどに係る法定調書には、原則として「金銭などの支払いを受ける方」や「支払者」などのマイナンバー（または法人番号）を記載する必要があります。ただし、本人へ交付する源泉徴収票や支払調書などへのマイナンバーの記載の必要はありません。
- 詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）またはeLTAXホームページ（www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

shibecha

お知らせ
topic第9回
まちづくり町民講座

問 企画財政課企画調整係（2階⑦番窓口 ☎ 228）

▶日時 **1月8日** 18:30～

▶場所：開発センター 町民ホール

▶テーマ：なぜ地域は観光振興に取り組むのか？

～データからみる観光庁が考える地域振興～

前回は「みんなで作る持続可能なまちづくり～観光も活用した地域づくりとは～」、前々回は「まちづくりにおける観光の役割」と『観光』にフォーカスしたテーマにて開催をしてきました。今回も『観光』をテーマに置きながら、国が進める観光振興などを通して、地域が活性化するまちづくりについて、観光地域づくり法人支援室長をされた LOCAL ROOTS 代表取締役 檜垣 敏 氏をお迎えし、まちづくり町民講座を開催いたします。

LOCAL ROOTS 代表取締役
檜垣 敏 氏

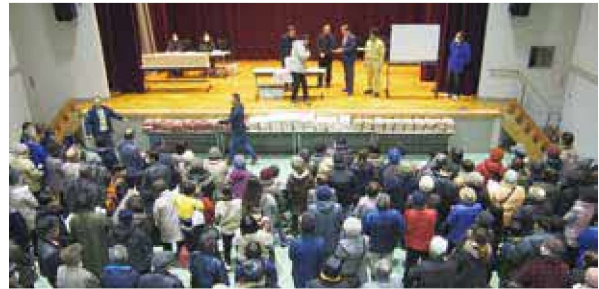
shibecha

お知らせ
topic

新春大抽選会



問 標茶町商工会（☎ 485-2264）

▶日時 **1月4日** 11:00～

▶場所：標茶町開発センター 町民ホール

- その1：標茶町プレミアム付きお買い物券購入者限定企画！！

「お楽しみ抽選会」

- その2：富くじ交換者限定企画！！

「しべちゃどんぐりスタンプ会富くじ抽選会」

- その3：会場来場者にチャンスの特典企画！！

「抽選で牛乳1ℓが当たる牛乳消費拡大PR」標茶町酪農振興会連合会提供

※詳しくは、12月下旬の新聞折り込みチラシまたは商工会ホームページをご覧ください。

shibecha

お知らせ
topic町営住宅
入居者募集

問 建設課住宅都市計画係（1階⑧番窓口 ☎ 275）

12月10日現在、退去届が出されている住宅です。入居日については、修繕などにより遅くなる住宅もありますのでご了承ください。なお、持ち家がある方、滞納している方、所得が一定以上ある方は申し込みできません。

▶締切 **1月10日**

団地名	棟番号	竣工年度 (改修年度)	室構成 LDK	募集 戸数	月額家賃(円)
川上団地	K-1	(H29改修)	3	1	19,300～28,700
	S-1	(R4改修)	3	3	19,800～30,800
桜団地	S-8	H6	2	1	18,300～27,200
			3	5	22,400～34,600
	S-10	H6	1	2	14,800～23,900
			3	3	22,400～34,600
麻生団地	A-4	H23	1	1	16,900～25,200
磯分内 団地	I-3	H11	3	1	20,300～30,200
虹別団地	N-16	H10	2	1	14,800～22,100
塘路 第2団地	T-2	H11	2	1	16,200～24,100

shibecha

お知らせ
topic

標茶町新年交礼会

問申 総務課庶務係（2階⑨番窓口 ☎ 211）

令和7年標茶町新年交礼会を開催します。ご家族、ご友人などお誘い合せのうえ、多数のご来場をお待ちしています。当日は酒類も用意していますので、お酒を飲まれる方は、車でのご来場はご遠慮ください。

▶日時 **1月6日** 18:00 開会

▶場所：コンベンションホールういず

▶料金：2,000円（当日会場で受け付けします）



shibecha

お知らせ
topic

補正予算

問 企画財政課財政係（2階⑰番窓口 ☎ 226）

第4回定例町議会において、令和6年度各会計の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は、育成牧場経費、農業用排水維持補修事業、除雪対策などで2億6,123万1千円を追加し、予算額は121億915万2千円となりました。

そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

令和6年度 標茶町各会計予算の概要 （単位）千円

会計別	補正前予算額 (A)	12月補正額 (B)	補正後予算額 (C)=(A)+B
一般会計	11,847,921	261,231	12,109,152
特別会計	国民健康保険事業 事業勘定	25,928	1,218,527
	介護保険事業	0	1,560,967
	後期高齢者医療	0	146,738
合計	14,748,225	287,159	15,035,384

主な補正予算		事業費	内容
農林水産業費	育成牧場経費	25,578	飼料費他
	農業用排水維持補修事業	22,238	
土木費	道路台帳補正委託料	4,600	
	除雪対策	148,380	除雪委託料

shibecha

お知らせ
topic

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

問 企画財政課企画調整係（2階⑰番窓口 ☎ 228）

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

▶取引の規模（面積要件）

- 都市計画区域内…5,000㎡以上
- 都市計画区域外…10,000㎡以上

※標茶町は非線引き区域（市街化区域・市街化調整区域の無い区域）のため、国土利用計画法が定める「市街化区域…2,000m以上」の要件が適用されることはありません。

※個々の土地の面積が小さくても、複数取得した一団の土地の合計が上記の面積以上となる場合には届出が必要です。

▶届出書類（各3部）

- 土地売買等届出書・土地売買等契約書の写し
- 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- 土地の形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面・委任状（※代理人が届出する場合）

▶届出期限

- 契約締結日から2週間以内

※期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

▶留意事項

- 対象となる土地取引は、所有権、地上権、賃借権、またはこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定について、対価をもって契約する場合があります。

【例】売買（共有持分の譲渡、営業譲渡など）、譲渡担保、代物弁済、代物弁済予約、交換、形成権の譲渡（予約完結権の譲渡、買戻権の譲渡など）、現物出資、信託受益権の譲渡、地位譲渡、第三者のためにする契約、停止条件付き契約

- 当事者の一方または双方が、国・地方公共団体・その他の政令で定める法人である場合や、滞納処分などの競売、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は、届出不要となります。
- 届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

▶提出先

企画財政課企画調整係

令和7年度 認定こども園・常設保育園・へき地保育所入園（所）

園児募集

認定こども園（みどり・さくら）・常設保育園（すみれ・ひまわり・たんぽぽ）と、へき地保育所（ひしのみ・沼幌）の4月1日入園（所）児を募集します。

さくら認定こども園【教育認定】

- 入園基準：降園後に保育可能な家庭の3歳以上の児童
- 保育期間：平日、8：30～13：30
※春休み・夏休み・冬休みがあります。
- 提出書類：入園（所）申込書



認定こども園【保育認定】（みどり、さくら）

常設保育園（すみれ、ひまわり、たんぽぽ）、へき地保育所（ひしのみ、沼幌）

○入園・入所対象：

認定こども園、常設保育園、へき地保育所ともに、満1歳以上の児童が対象です。

※みどり認定こども園では0歳児保育を実施しています。

※沼幌へき地保育所は、原則満2歳以上が対象です。

○入園・入所要件：

保護者が次のいずれかの事由に該当する場合

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④家族の介護・看護など
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがある
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

○提出書類：

- ①入園（所）申込書
- ②就労証明書（事由によって確定申告書の写しなど収入がわかるものを添付）
- ③その他必要と認める書類（事由によって母子手帳、診断書、ハローワークカードなど）

※令和6年1月1日現在に標茶町に住民票がない方は、令和6年1月1日に住民票があった市区町村で令和6年度課税証明書を取得し提出するか、令和6年度課税額決定通知書が必要となります。

○保育料：標茶町民については、町の独自制度により無料です。

○申込書・入園案内の配布および受付場所：

- 期間…1月6日(月)から1月20日(月)
- 場所…役場保健福祉課児童福祉係および各認定こども園・常設保育園・へき地保育所



一時保育利用者募集

令和7年度の一時保育利用者を募集します。

- 対象児童：認定こども園、保育園で保育が可能な原則1歳以上の就学前児童
- 利用要件：家庭において一時的に育児が困難な場合（理由は特に問いません）
- 利用日数：月に最大7日 ※入園児童が多数の場合、日数を制限することがあります。
- 保育料：標茶町民については、町の独自制度により無料です。
- 実施施設：各認定こども園、各常設保育園、ひしのみ保育園
- 申込書受付期間および受付場所：1月6日(月)から随時、役場保健福祉課児童福祉係および各認定こども園、常設保育園、ひしのみ保育園で受付。



○問い合わせ：保健福祉課児童福祉係（1階⑤番窓口☎134）